

第6章 鳥獣保護対策

第1節 鳥獣保護対策の概要

野生鳥獣の保護を図るためには、その捕獲を禁止又は制限し、違法な捕獲を取り締まるとともに、その生息に悪影響を及ぼす行為は規制していくことなどが必要です。

このため、県においては、鳥獣保護区及び特別保護地区における制限の強化、並びに狩猟違反に対する取締りの強化等により、鳥獣保護施策の推進を図るとともに、平成13年度においては第8次鳥獣保護事業計画に基づき鳥獣保護区の設定、期間更新、休猟区の設定、鳥獣生息調査、鳥獣保護思想の普及啓発、野鳥の森の維持管理等を行いました。

第2節 鳥獣保護区の設定等

1 鳥獣保護区

鳥獣保護区は、野生鳥獣の保護繁殖を図るため設定するもので、国設鳥獣保護区と県設鳥獣保護区があります。いずれも20年以内の存続期間を定めて設定するもので、区域内においては鳥獣の捕獲が禁止されるとともに、鳥獣の生育及び繁殖に必要な営巣、給水、給餌施設の設置等の保護施策を講じる場合、所有者等に受忍義務が生じます。

また、鳥獣保護区内において、特に鳥獣の保護繁殖を図ることが必要な場所については、特別保護地区を指定し、立木の伐採及び工作物の設置の制限等を行っています。

鳥獣保護区には、森林鳥獣生息地、渡り鳥等の集団渡来地、集団繁殖地等があります。

鳥獣保護区の設定及び存続期間の更新については、野生鳥獣の保護の必要性や農林作物への影響を十分に検討することとしています。

2 休 猟 区

休猟区は、狩猟鳥獣の自然繁殖を促進し、狩猟の持続化を図るため、原則として3年間狩猟を禁止するものであり、計画的に設定することとしています。

平成13年度には26か所、28,877haを設定しました。

3 銃 猟 禁 止 区 域

銃猟禁止区域は、人身に対する危険防止の観点から、市街地周辺や学校、病院等を含む地域あるいは多数の住民が散策等に利用している区域等について設定することとしています。

表4 - 6 - 1 鳥獣保護区等の状況（平成14年3月末現在）（県土面積773,366ha）

区 分	箇 所 数	面積（ha）	県土面積比（％）
鳥 獣 保 護 区 （うち特別保護地区）	109 （ 9）	66,629 (2,599)	8.6 (0.3)
休 猟 区	80	93,596	12.1
銃 猟 禁 止 区 域	48	15,262	2.0
計	237	175,487	22.7

4 御池野鳥の森

野鳥の森は、野鳥に快適な環境を与え、その保護繁殖を図るとともに、野鳥の生態を観察できるようにすることによって、県民が豊かな情操を養い、野鳥に対する理解と認識を深めることを目的として設定されるものです。御池野鳥の森は、霧島屋久国立公園の高千穂峰山麓にある御池火口湖（周囲4km、水深103m）とその周辺のカシ・タブ等の天然照葉樹林を含む115ha（林地102.26ha、池12.74ha）の区域で、昭和48年6月、全国で初めての国指定の野鳥の森として開設されました。自然林の残る本地域は、野鳥にとって優れた生息環境となっており、全国でも珍しいヤイロチョウをはじめ、オオルリやサンコウチョウ、1万羽を越すカモの群など、これまでに136種の野鳥が観察されています。

なお、御池野鳥の森には、野鳥の好む実のなる木の植栽のほか、巣箱、観察小屋、観察路、給水給餌施設、案内板など、野鳥の保護、増殖及び観察のための施設が設けられており、さらに昭和60年3月には、国設霧島鳥獣保護区の管理の拠点として管理棟が設置されました。また、附近にはキャンプ場もあり、年間を通じて多くの利用者が訪れています。

第3節 鳥獣の保護増殖等

野生鳥獣の保護増殖については、第8次鳥獣保護事業計画に基づき施策を進めているところですが、近年、自然保護に対する意識の向上とともに、野生鳥獣の保護に対する県民の認識も一段と高まっており、これに即応した鳥獣保護施策の推進に努めています。

1 コシジロヤマドリの保護増殖

コシジロヤマドリは、昭和39年に県鳥に指定されています。ヤマドリの亜種で、宮崎、熊本両県の南部及び鹿児島県に生息する希少種であり、県では、平成12年度からコシジロヤマドリ保護増殖事業を実施しています。

2 野鳥の好む実のなる木の配布

野鳥の保護に関する県民の意識高揚とその普及啓発を図るため、県の「みどりの日」において、野鳥の好む実のなる木500本を街頭配布しました。

3 キジの放鳥

野生鳥獣の生息環境の悪化等に伴い、一部の特定鳥獣を除き野生鳥獣の減少傾向がみられるため、鳥獣保護区及び休猟区において人工増殖によるキジ（90日及び120日雛）の放鳥を実施し、保護増殖に努めています。

表4-6-2 キジの放鳥状況

年 度	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13
放鳥数(羽)	4,500	4,500	4,500	4,500	4,200	4,500	4,300	4,300	4,300	4,300

4 保護鳥類の捕獲飼養取締り

野生鳥類の保護・繁殖を図るため、違法捕獲・飼養の一斉取締り等を実施しています。

第4節 鳥獣の保護管理

1 有害鳥獣の適正駆除

野生鳥獣は、その習性上、農林水産物に被害を与えることもあるので、農林水産物等に被害を与える有害鳥獣を駆除し、被害の防止に努めています。

有害鳥獣駆除の実施については、西臼杵支庁及び各農林振興局単位に地区有害鳥獣駆除対策協議会を設け、適正な運用を図っています。

また、平成8年度からイノシシ、シカ、サル、タヌキ、カラス、ドバト等の鳥獣については、市町村長が有害鳥獣駆除の許可を行うという迅速かつ効果的な駆除体制の整備を行いました。

なお、近年のシカによる農林業被害の増加に伴い、県においては、特定鳥獣保護管理計画を策定し、県内の一部の地域でメスジカの狩猟を解禁し、適切な個体数調整を進めています。

2 農林産物の被害防止

イノシシ、シカ、サルによる農林産物の被害防止を図るため、電気防護柵及び音響式防除機の設置補助事業を実施しています。

表4-6-3 電気防護柵及び音響式防除機設置補助数

年 度	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13
設置数(基)	159	232	330	489	522	507	544	580	580	922

注：音響式防除機は平成13年度より補助対象

表4-6-4 有害鳥獣駆除の許可及び捕獲状況

〔 単位：許可数……件
捕獲数……羽、頭 〕

年 度		4	5	6	7	8	9	10	11	12	13
許 可 数	鳥 類	414	392	356	613	485	379	386	338	330	437
	獣 類	990	935	1,001	908	1,588	1,225	1,472	1,593	1,655	1,720
	計	1,404	1,327	1,357	1,521	2,073	1,604	1,858	1,931	1,985	2,157
鳥 類	ゴイサギ	184	80	-	60	132	46	7	26	44	308
	カモ類	128	145	42	118	100	92	130	136	69	135
	キジバト	10	-	5	-	-	10	32	-	5	-
	カラス類	4,542	5,287	6,780	5,188	6,145	5,140	4,341	4,409	4,170	4,083
	スズメ類	1,390	5,275	2,468	2,538	1,778	2,796	2,473	3,677	1,103	921
	ヒヨドリ	1,921	386	2,134	1	1,654	26	2,350	40	260	77
	ドバト	2,918	1,842	2,459	1,814	1,636	1,983	1,863	1,750	1,083	1,393
	その他	45	40	3	14	-	-	-	117	11	129
	計	11,138	13,055	13,891	9,733	11,445	10,093	11,196	10,155	6,745	7,046
獣 類	イノシシ	459	430	445	284	540	400	674	824	854	966
	シカ	249	170	277	368	603	648	553	790	883	990
	ノウサギ	624	343	518	489	392	397	328	402	365	445
	サル	66	70	258	167	343	259	291	341	468	422
	その他	-	14	2	3	16	22	40	32	12	22
	計	1,398	1,027	1,500	1,311	1,894	1,726	1,886	2,389	2,582	2,845

第5節 狩猟の現況等

狩猟は、昔から食糧、衣服等とするために行われ、人間生活の重要な部分を占めていました。その後、農耕生活が進むにつれ狩猟に遊びの要素が加わり、今日においては一種のスポーツと化してきています。また、野生鳥獣は、都市化の進展等による生息環境の悪化や銃器性能の向上等に伴い、一部を除きその数は減少してきています。

このような状況に対応するため、昭和38年に「狩猟法」を「鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律」として改正し、狩猟免許制度の大幅な改革が行われました。また、昭和53年6月、同法の一部改正により、狩猟者の資質向上、事故防止そして狩猟道德の向上を目指した狩猟免許試験制度、狩猟者の登録制度及び銃猟制限区域の設定等の新制度が施行され、さらに平成2年12月の法改正により、狩猟違反に対する罰則の強化等が実施されました。

また、狩猟鳥獣については、その生息状況等に基づき、必要に応じ、環境省において新たに狩猟鳥獣に指定したり、あるいは非狩猟鳥獣とするなどきめ細やかな対応を行っています。

近年では、平成6年度にヒヨドリ・ムクドリを新たに狩猟鳥獣に加え、ムササビを非狩猟鳥獣とする改正を行いました。

なお、狩猟者登録状況及び狩猟者登録を受けた者による鳥獣捕獲数は、表4-6-5、表4-6-6のとおりです。

表4-6-5 狩猟者登録状況

	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13
甲種(網・ワナ)	667	675	701	677	687	769	1,095	905	989	1,049
乙種(銃器)	7,093	6,827	6,753	6,549	6,297	6,146	5,592	5,567	5,397	5,120
丙種(空気銃)	391	372	452	464	454	490	463	448	573	554
計	8,151	7,874	7,906	7,690	7,438	7,405	7,150	6,920	6,959	6,723

表4-6-6 狩猟者登録を受けた者による鳥獣捕獲数

年 度		4	5	6	7	8	9	10	11	12	13
鳥 類 (羽)	ゴイサギ	120	133	153	68	92	56	72	57	44	80
	キジ	3,728	2,366	2,498	1,846	2,128	1,637	1,718	1,467	1,177	1,149
	ヤマドリ	611	483	618	291	541	368	313	400	131	258
	ウズラ	1,884	647	608	513	266	328	278	656	269	175
	コジュケイ	4,859	2,943	2,854	1,228	2,238	1,644	1,453	1,178	628	857
	カモ類	16,350	9,409	11,341	10,385	10,481	8,885	8,839	6,943	6,657	5,741
	バン	246	169	80	83	138	142	92	108	39	84
	タシギ	742	487	497	213	349	228	296	160	259	146
	ヤマシギ	1,300	538	880	134	644	378	647	312	400	371
	キジバト	36,975	23,800	34,538	14,854	24,944	22,305	21,742	20,987	17,116	17,161
	カラス類	2,641	1,693	1,789	1,735	2,152	2,038	1,785	1,965	1,570	1,618
	スズメ類	14,965	7,845	6,767	3,827	9,465	3,525	5,562	6,365	4,032	5,396
	ヒヨドリ	-	-	16,784	6,979	56,346	29,126	58,739	15,111	29,080	20,457
	ムクドリ	-	-	30	34	613	600	495	509	561	890
	計	84,421	50,513	79,437	42,190	110,764	71,260	102,031	56,218	61,963	54,383
獣 類 (頭)	イノシシ	5,966	6,719	5,078	4,529	6,140	6,614	6,641	9,133	4,985	9,171
	オスジカ	4,021	3,781	4,600	3,795	3,572	3,488	3,911	3,986	3,304	4,062
	メスジカ	-	-	-	-	882	1,042	1,328	1,274	727	1,413
	キツネ	42	56	45	10	28	37	31	29	33	31
	タヌキ	4,604	3,026	3,103	1,745	2,125	2,050	1,999	1,327	900	1,188
	アナグマ	151	107	170	12	126	88	137	64	57	79
	テン	156	100	123	30	152	62	85	56	43	57
	ムササビ	43	42	-	-	-	-	-	-	-	-
	オスイタチ	101	100	69	8	44	23	38	32	45	56
	ノウサギ	18,082	13,979	13,344	15,623	9,752	9,989	8,657	7,393	5,958	5,037
	ノネコ	32	38	50	2	47	34	49	18	29	26
	ノイヌ	10	13	18	-	17	3	1	-	-	3
計	33,208	27,961	26,600	25,754	22,418	23,430	22,877	23,312	16,081	21,123	